

- ある物品を持ち込むこと。
- (9) 体育用具等の重量物を室内で投げたり、落下させること。
- (10) 窓またはバルコニー等から、外部に向けて広告をすること及び物を投げ棄てること。
- (11) 建物敷地またはバルコニー等に、塵芥、発火物等を搬入すること。
- (12) バルコニー等に、突風、強風の際、飛散または落下等周囲に害を及ぼす虞れのある物を放置すること。
- (13) 住戸を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に定める「風俗営業」若しくは「風俗関連業」の用に供すること。
- (14) 住戸を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に係る事務所及び同条第6号に係る住居として使用すること。
- (15) その他、公序良俗に反する行為及び他の居住者に迷惑、危害を及ぼす行為をすること。
20. 小型ペットの飼育は可能であるが、飼育者は責任をもってペットの管理をするとともに、エントランス・風除室・エレベーター・外廊下等共用部分においては必ず抱くこと。(犬・猫についてはいかなる場合においても二匹を限度とすること。詳細は「管理規約」ペット飼育細則参照。)但し、盲導犬・聴導犬及び介護犬はペットの扱いではなく飼育できること。
21. 本物件には駐車場、ミニバイク置場及び自転車置場が設けてあるが、都合により配置を変更する場合があること。
22. 自転車置場の使用権は、各戸につき2台までとすること。但し、空きスペースがある場合の利用については管理組合の議決において決定すること。
23. 各戸に属するバルコニー・専用ポーチ・ルーフバルコニー・サービスバルコニー・アルコープ・テラス・室外機置場等の専用使用部分等は当該区分所有者または占有者が専用使用できるが、建物その他構築物の構造及び物置の設置等とはできないこと。尚、バルコニー等の維持・管理については、それを専用使用する者が責任と負担をもって行うこと。また、その専用使用権を、専有部分と分離して、いかなる第三者にも譲渡、貸与しないこと。
24. エントランスに設置される宅配ロッカーの使用に際しては、使用細則を遵守すること。尚、当該設備の運営管理は、「管理委託契約書」により行われること。
25. 専有部分の譲渡・貸与
- (1) 将来、各区分所有者が、第三者に対して専有部分を譲渡・貸与する場合には、本物件の管理規約、使用細則及び管理委託契約書を第三者に継続させること。
- (2) 貸与の場合においては、住居として使用を断定し、区分所有者は、その貸与に係る契約に、管理規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方に管理規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の契約書を管理組合に提出させること。
26. 本物件敷地内のミニバイク置場、駐車場には、車両寸法等の制限があること。

ミニバイク置場	位置番号	全長 (mm)	全幅 (mm)
	(No.1～No.6)	2,000	900

	位置番号	全長 (mm)	全幅 (mm)	全高 (mm)	重量 (kg)
機械式駐車場	上段 (No.4、No.6)	4,900	1,800	2,100	2,000
	下段 (No.5、No.7)	4,900	1,800	1,750	2,000
平置駐車場	(No.1～No.3)	5,000	2,000	2,000	—

27. 本物件は、気密性が高いため、しばらくの間、「結露」や、接着剤等による臭いが発生する場合がありますので、室内の換気、換気はこまめに行うこと。
28. 将来、道路管理者(役所)の指示により電柱をなくし、地中化を実施することとなった場合には、この指示に応じ、その費用は管理組合にて負担することになること。
29. 各住戸におけるレンジフード、換気扇使用時に、玄関ドア、アルミサッシュ等が開閉しにくい場合がありますので、給気口を開放状態にして使用すること。
30. 本物件には J - COM Broadband の CATV が引き込まれており、VHF・UHF 放送についてはこの回線を利用できますが、NHK 受信料は別途負担となります。また、ケーブルテレビサービスの利用を希望される場合は個別契約の上使用料も個人負担になること。
31. 衛星放送受信 (BS) については個人チューナー及び分配器等の備品が必要となります。
32. 本物件は、防犯カメラ 8 台を設置 (図面集参照) しており、本物件管理組合設立後、組合にて防犯カメラレ